



持つと失う
いちばん
大切なもの

危険ドラッグに注意! 持つだけで犯罪者に。

- 「脱法ドラッグ」「合法ハーブ」と称していても、危険な薬物! 違法な指定薬物や麻薬が含まれていることも!
- 平成26年4月1日から指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが禁止に!
- 違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金!



所持



使用



購入



譲り受け

厳罰化!
危険ドラッグ

福岡県・北九州市・福岡市
福岡県薬物乱用対策推進本部